

○経済産業省令第七十二号

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

経済産業大臣 梶山 弘志

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(書面による手続等)

第一条 [略]

2・3 [略]

4 書面に記載する氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいい、外国人にあつては、当該国においてこれに相当するものをいう。)を括弧書で併せて記載することができる。

5 特許庁長官又は審判長は、前項の規定による旧氏の記載について必要があると認めるときは

(書面による手続等)

第一条 [略]

2・3 [略]

[新設]

[新設]

これを証明する書面の提出を命ずることができ
きる。

(映像等の送受信による通話の方法による口頭
審理)

第五十一条の二 審判長は、特許法第四百四十五条
第六項に規定する方法によつて同条第三項の期
日における手続を行うときは、当該手続に必要
な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な
進行のために必要な事項を確認するものとする
。

2 審判長は、前項の装置又は場所が相当でない
と認めるときは、当事者又は参加人に対し、そ
の変更を命ずることができる。

〔新設〕

3 前項に規定するもののほか、審判長は、第一項の手續の円滑な進行のために必要な措置を講ずることができる。

4 第一項の手續を行つたときは、その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない。

(口頭審理における写真の撮影等の制限)

第五十四条 口頭審理における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない。

(口頭審理の規定の準用)

第五十七条の七 第五十一条の二、第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、証拠調べについて準用する。

(審判廷における写真の撮影等の制限)

第五十四条 審判廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない。

(口頭審理の規定の準用)

第五十七条の七 第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、証拠調べについて準用する。

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 「略」

2・3 「略」

4|| 特許法第百十二条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する特許権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面の特許料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、特許料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

5|| 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、特許法第百十二条第二項た

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 「略」

2・3 「略」

〔新設〕

〔新設〕

し書に規定する特許権者の責めに帰すことができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

様式第 2

[略]

[備考]

1～20 [略]

21 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には予

様式第 2

[略]

[備考]

1～20 [略]

21 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納

納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合

付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合

であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

22～26 [略]

様式第13

[略]

[備考]

1～11 [略]

12 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考11及び13に該当すると

であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

22～26 [略]

様式第13

[略]

[備考]

1～11 [略]

12 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考11及び13に該当すると

きを除く。)において、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第

きを除く。)において、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第

2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「**【補正対象書類名】**」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「**【子納台帳番号】**」には子納台帳の番号を、「**【納付金額】**」には不足手数料の額を記載する。特許法第19条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、

2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「**【補正対象書類名】**」には「特許願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「出願審査請求書」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「**【子納台帳番号】**」には子納台帳の番号を、「**【納付金額】**」には見込額から納付に充てる不足手数料の額を記載する。特許法第19条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、

「【補正対象書類名】」には「特許願」、
「期間延長請求書」、「手続補正書」、「
誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「
出願審査請求書」、「審判請求書」のよう
に書類名を記載し、「（【子納台帳番号】
）」を「【振替番号】」とし、振替番号を
記載し、「【納付金額】」には納付すべき
不足手数料の額を記載する。特許法第195
条第8項ただし書の規定により、現金によ
り不足手数料を納付する場合であつて、特
例法施行規則第40条第5項の規定により指
定立替納付者による納付の申出を行うとき
は、「【補正対象書類名】」には「特許願

「【補正対象書類名】」には「特許願」、
「期間延長請求書」、「手続補正書」、「
誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」、「
出願審査請求書」、「審判請求書」のよう
に書類名を記載し、「（【子納台帳番号】
）」を「【振替番号】」とし、振替番号を
記載し、「【納付金額】」には納付すべき
不足手数料の額を記載する。特許法第195
条第8項ただし書の規定により、現金によ
り不足手数料を納付する場合であつて、特
例法施行規則第40条第5項の規定により指
定立替納付者による納付の申出を行うとき
は、「【補正対象書類名】」には「特許願

「期間延長請求書」、「手続補正書」
、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」
、「出願審査請求書」、「審判請求書」の
ように書類名を記載し、「(【予納台帳番
号】)」を「【指定立替納付】」とし、「
【納付金額】」には納付すべき不足手数料
の額を記載する。特許法第195条第8項た
だし書の規定により、現金により不足手数
料を納付した場合であつて、納付書による
ときは、「【手数料補正】」の欄の「(【
予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」
とし、納付書番号を記載し、「【補正対象
書類名】」には「特許願」、「期間延長請

「期間延長請求書」、「手続補正書」
、「誤訳訂正書」、「出願人名義変更届」
、「出願審査請求書」、「審判請求書」の
ように書類名を記載し、「(【予納台帳番
号】)」を「【指定立替納付】」とし、「
【納付金額】」には納付すべき不足手数料
の額を記載する。特許法第195条第8項た
だし書の規定により、現金により不足手数
料を納付した場合であつて、納付書による
ときは、「【手数料補正】」の欄の「(【
予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」
とし、納付書番号を記載し、「【補正対象
書類名】」には「特許願」、「期間延長請

求書」、 「手続補正書」、 「誤訳訂正書」
、 「出願人名義変更届」、 「出願審査請求
書」、 「審判請求書」のように書類名を記
載し、 事務規程別紙第 4 号の12書式の納付
済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるも
のとし、 納付情報によるときは、「（【予
納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし
、 納付番号を記載する。この場合において
、 「【納付金額】」の欄は設けるに及ばず
、 出願審査の請求後請求項の数を増加する
補正を併せてするときは、一の納付書又は
納付番号を使用して納付しなければなら
ない。

求書」、 「手続補正書」、 「誤訳訂正書」
、 「出願人名義変更届」、 「出願審査請求
書」、 「審判請求書」のように書類名を記
載し、 事務規程別紙第 4 号の12書式の納付
済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるも
のとし、 納付情報によるときは、「（【予
納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし
、 納付番号を記載する。この場合において
、 「【納付金額】」の欄は設けるに及ばず
、 出願審査の請求後請求項の数を増加する
補正を併せてするときは、一の納付書又は
納付番号を使用して納付しなければなら
ない。

13 「【手数料の表示】」の欄は、備考11の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手

13 「【手数料の表示】」の欄は、備考11の手数料の納付に際して特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手

数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

14～16 [略]

17 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)に

数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

14～16 [略]

17 第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)に

その持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のようにな国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号」に掲げる要件に該当する者である。（○／○ 持分○／○）」又は「特許法施行

その持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のようにな国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号」に掲げる要件に該当する者である。（○／○ 持分○／○）」若しくは「特許法

令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、備考14により国以外の全ての者の持分の割合を記載した場合には、国以外の全ての者の持分の割合を記載するには及ばない。

施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○○ 持分○/○)」又は「産業競争力強化法第66条第2項の規定による審査請求料の2/3軽減 (○○○○ 持分○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合についても行を改めて記載する。ただし、備考14により国以外の全ての者の持分の割合を記載した場合

には、国以外の全ての者の持分の割合を記載するには及ばない。

18 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2又は第195条の2の2の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考17により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

18 第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2若しくは第195条の2の2又は産業競争力強化法第66条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」又は「産業競争力強化法第66条第2項の規定による審査請求料の2／3軽減」のように

に記載する。ただし、備考17により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

19・20 [略]

様式第15の2

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には手

19・20 [略]

様式第15の2

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手

数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加することに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額）（「円」、 「 」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第

数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加することに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額）（「円」、 「 」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第

40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加すること、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額）を記載する。特許法第195条第8項ただし書

40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額（出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合にあつては、1請求項を増加すること、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料と誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者が納付すべき手数料の合算額）を記載する。特許法第195条第8項ただし書

の規定により、現金により手数料を納付する
場合であつて、特例法施行規則第40条第
5項の規定により指定立替納付者による納
付の申出を行うときは、「（【予納台帳番
号】）」を「【指定立替納付】」とし、「
【納付金額】」には納付すべき手数料の額
（出願審査の請求後請求項の数を増加する
補正をする場合にあつては、1請求項を増
加するごとに、出願審査の請求をする者が
手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に
掲げる1請求項につき納付すべき手数料と
誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の
範囲又は図面について補正をする者が納付

の規定により、現金により手数料を納付す
る場合であつて、特例法施行規則第40条第
5項の規定により指定立替納付者による納
付の申出を行うときは、「（【予納台帳番
号】）」を「【指定立替納付】」とし、「
【納付金額】」には納付すべき手数料の額
（出願審査の請求後請求項の数を増加する
補正をする場合にあつては、1請求項を増
加するごとに、出願審査の請求をする者が
手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に
掲げる1請求項につき納付すべき手数料と
誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の
範囲又は図面について補正をする者が納付

すべき手数料の合算額) を記載する。

8・9 [略]

- 10 第27条第4項に規定する共有にかかる出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条の2第2項において準用する第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように

すべき手数料の合算額) を記載する。

8・9 [略]

- 10 第27条第4項に規定する共有にかかる出願であつて、国以外の各共有者ごとに第11条の2第2項において準用する第11条第4項に規定する手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の上に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように

国以外の全ての者の持分の割合を記載し、
減免を受ける者を含む者の共有に係る出願
にあつては「（【手数料の表示】）」の欄
の次に「【その他】」の欄を設けて、「特
許法等関係手数料令第1条の2第○号○に
掲げる要件に該当する者である。（○○○
○ 持分○／○）」又は「特許法施行令第
10条第○号○に掲げる者に該当する者であ
る。（○○○○ 持分○／○）」のように
減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及
びその者の持分の割合を減免を受ける者ご
とに行を改めて記載するとともに、「手数
料の納付の割合○／○」のように合算して

国以外の全ての者の持分の割合を記載し、
減免を受ける者を含む者の共有に係る出願
にあつては「（【手数料の表示】）」の欄
の次に「【その他】」の欄を設けて、「特
許法等関係手数料令第1条の2第○号○に
掲げる要件に該当する者である。（○○○
○ 持分○／○）」若しくは「特許法施行
令第10条第○号○に掲げる者に該当する者
である。（○○○○ 持分○／○）」又は
「産業競争力強化法第66条第2項の規定に
よる審査請求料の2／3軽減（○○○○
持分○／○）」のように減免を受ける旨、
出願人の氏名又は名称及びその者の持分の

得た額と特許法第195条第2項に規定する
出願審査の請求の手数料の金額の割合につ
いても行を改めて記載する。ただし、備考
8により国以外の全ての者の持分の割合を
記載した場合には、国以外の全ての者の持
分の割合を記載するには及ばない。

11 第31条の2第2項の規定により特許法第
195条の2又は第195条の2の2の規定の適
用を受けようとするときは、「（【手数料
の表示】）」の欄の次に「【その他】」の

割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記
載するとともに、「手数料の納付の割合○
／○」のように合算して得た額と特許法第
195条第2項に規定する出願審査の請求の
手数料の金額の割合についても行を改めて
記載する。ただし、備考8により国以外の
全ての者の持分の割合を記載した場合には
、国以外の全ての者の持分の割合を記載す
るには及ばない。

11 第31条の2第2項の規定により特許法第
195条の2若しくは第195条の2の2又は産
業競争力強化法第66条第2項の規定の適用
を受けようとするときは、「（【手数料の

欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記載する。ただし、備考10により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

12・13 [略]

様式第18

[略]

表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法等関係手数料令第1条の2第○号○に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」又は「産業競争力強化法第66条第2項の規定による審査請求料の2／3軽減」のように記載する。ただし、備考10により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。

12・13 [略]

様式第18

[略]

〔備考〕

1～13 〔略〕

14 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第

15条第1項の規定による手続に係る申出を

行うときは、「【子納台帳番号】」には予

納台帳の番号を、「【納付金額】」には手

数料の額（「円」、「」等を付さず、ア

ラビア数字のみで表示すること。以下この

様式において同じ。）を記載する。特許法

第195条第8項ただし書の規定により、現

金により手数料を納付する場合であつて、

特例法施行規則第40条第4項の規定により

〔備考〕

1～13 〔略〕

14 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額か

らの納付の申出を行うときは、「【子納台

帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納

付金額】」には見込額から納付に充てる手

数料の額（「円」、「」等を付さず、ア

ラビア数字のみで表示すること。以下この

様式において同じ。）を記載する。特許法

第195条第8項ただし書の規定により、現

金により手数料を納付する場合であつて、

特例法施行規則第40条第4項の規定により

口座振替による納付の申出を行うときは、
「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号
】」とし、振替番号を記載し、「【納付金
額】」には納付すべき手数料の額を記載す
る。特許法第195条第8項ただし書の規定
により、現金により手数料を納付する場合
であつて、特例法施行規則第40条第5項の
規定により指定立替納付者による納付の申
出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」
を「【指定立替納付】」とし、「【納付
金額】」には納付すべき手数料の額を記載
する。

15～21 [略]

口座振替による納付の申出を行うときは、
「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号
】」とし、振替番号を記載し、「【納付金
額】」には納付すべき手数料の額を記載す
る。特許法第195条第8項ただし書の規定
により、現金により手数料を納付する場合
であつて、特例法施行規則第40条第5項の
規定により指定立替納付者による納付の申
出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」
を「【指定立替納付】」とし、「【納付
金額】」には納付すべき手数料の額を記載
する。

15～21 [略]

様式第26

[略]

[備考]

1～21 [略]

22 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現

様式第26

[略]

[備考]

1～21 [略]

22 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現

金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載

金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載

する。

23～36 [略]

37 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し返し設けて記載する（備考39において同じ。）。

【物件名】

する。

23～36 [略]

37 第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し返し設けて記載する（備考36において同じ。）。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

38～40 [略]

様式第69

[略]

[備考]

1～7 [略]

8 第69条第3項の規定により特許法第109

条又は第109条の2第1項の規定の適用を

受け、かつ、第72条第3項の規定により特

許法施行令第11条第1項各号又は同条第2

項各号に掲げる事項及び第72条第1項の申

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

38～40 [略]

様式第69

[略]

[備考]

1～7 [略]

8 第69条第3項の規定により特許法第109

条又は第109条の2第1項の規定の適用を

受け、かつ、第72条第4項の規定により特

許法施行令第11条第1項各号又は同条第2

項各号に掲げる事項及び第72条第1項の申

請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第72条第1項の申請書の提

請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記載して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び第72条第1項の申請書の提

出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「（【納付年分】）」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。（○○○○ 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願

出を省略する旨を記載する。ただし、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記載し、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記載し、「（【納付年分】）」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する特許出願人である。（○○○○ 持分○／○）。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する特許出願

人である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する(備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行

人である。(〇〇〇〇 持分〇/〇)。減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する(備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行

を改めて記載する。) 。

9 [略]

様式第73

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 「 (【返還の表示】) 」 の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「 (【予納台帳番号】) 」には返還を請求する特許料の予納に係る予納台帳の番号を、「 (【加算金額】) 」には返還を請求する特許料の合算額を記載する。この

を改めて記載する。) 。

9 [略]

様式第73

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 「 (【返還の表示】) 」 の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「 (【予納台帳番号】) 」には返還を請求する特許料の見込額からの納付に係る予納台帳の番号を、「 (【加算金額】) 」には返還を請求する特許料の合算額を記

場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

10・11 [略]

様式第74

[略]

[備考]

1～5 [略]

6 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する手数料の予納に係る予納台帳の

載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

10・11 [略]

様式第74

[略]

[備考]

1～5 [略]

6 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する手数料の見込額からの納付に係る

<p>番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>7 [略]</p>	<p>る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する手数料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>7 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(登録料納付書の様式等)</p> <p>第二十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 実用新案法第三十三条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。</p> <p>。この場合において、登録料納付書にその旨及</p>	<p>(登録料納付書の様式等)</p> <p>第二十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>「新設」</p>

||| 必要な事項を記載して当該書面の提出を省略
||| することができる。|||

4|| 前項の手続をするときは、当該手続をした日
||| から二月以内に、実用新案法第三十三条第二項
||| ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰す
||| ことができない理由があることを証明する書面
||| を特許庁長官に提出しなければならない。ただ
||| し、特許庁長官が、その必要がないと認めると
||| きは、この限りでない。|||

様式第 1

[略]

[備考]

1～4 [略]

[新設]

様式第 1

[略]

[備考]

1～4 [略]

5 特許印紙をはるときは、左上の余白には
るものとし、その下に出願手数料と登録料
の合算額を括弧をして記載する。実用新案
法第31条第5項ただし書及び第54条第7項
ただし書の規定により、現金により出願手
数料と登録料を納付した場合であつて、工
業所有権の手数料等を現金により納付する
場合における手続に関する省令（平成8年
通商産業省令第64号。以下「現金手続省令
」という。）第5条の規定による納付書（
以下「納付書」という。）によるときは、
「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予
納台帳番号】）」を「【納付書番号】」と

5 特許印紙をはるときは、左上の余白には
るものとし、その下に出願手数料と登録料
の合算額を括弧をして記載する。実用新案
法第31条第5項ただし書及び第54条第7項
ただし書の規定により、現金により出願手
数料と登録料を納付した場合であつて、工
業所有権の手数料等を現金により納付する
場合における手続に関する省令（平成8年
通商産業省令第64号。以下「現金手続省令
」という。）第5条の規定による納付書（
以下「納付書」という。）によるときは、
「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予
納台帳番号】）」を「【納付書番号】」と

し、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼るものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「**【手数料の表示】**」の欄の「**【予納台帳番号】**」を「**【納付番号】**」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納

し、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼るものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「**【手数料の表示】**」の欄の「**【予納台帳番号】**」を「**【納付番号】**」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならず、「**【納付金額】**」の欄は設けるには及ばない。

付書又は納付番号を使用して納付しなければならず、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

6～22 [略]

23 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には出願手数料と登録料の合算額（「円」等）を付さず、アラビア数字のみで

6～22 [略]

23 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる出願手数料と登録料の合算額（「円」、「等」を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第31条第5項ただし

表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付番号】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合

書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付番号】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行

であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。

24～39

様式第6

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 「【手数料の表示】」の欄には、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法

うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。

24～39

様式第6

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 「【手数料の表示】」の欄には、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額

第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、 「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記

からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、 「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記

載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

8～11 [略]

様式第8

[略]

[備考]

1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm

載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

8～11 [略]

様式第8

[略]

[備考]

1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm

、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2～20 [略]

様式第14の2

[略]

[備考]

1～9 [略]

10 「(【返還の表示】)」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「(【予納台帳番号】)」には返還

、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2～20 [略]

様式第14の2

[略]

[備考]

1～9 [略]

10 「(【返還の表示】)」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「(【予納台帳番号】)」には返還

<p>を請求する登録料の<u>予納</u>に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>11・12 〔略〕</p>	<p>を請求する登録料の<u>見込額からの納付</u>に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>11・12 〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

（意匠法施行規則の一部改正）

第三条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間)</p> <p>第一条の二 意匠法第六十条の七第一項の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。ただし、同法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）について同法第四条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができ</p>	<p>(意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面等の提出の期間)</p> <p>第一条の二 意匠法第六十条の七の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。ただし、同法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）について同法第四条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理</p>

ない理由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が七月を超えるときは、七月）とする。

（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の様式）

第一条の三 意匠法第六十条の七第一項に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面は、様式第一の二により作成しなければならない。

（意匠登録の査定的方式の特例）

第十三条の二 意匠法第六十条の十二の二第一項

由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を経過する日までの期間（当該期間が七月を超えるときは、七月）とする。

（意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の様式）

第一条の三 意匠法第六十条の七に規定する意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面は、様式第一の二により作成しなければならない。

〔新設〕

の規定による通知は、ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則第十八規則の二の規定による通知に、
査定（同法第十八条の規定による意匠登録をすべき旨の査定に限る。）に記載されている事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を添付して行うものとする。

（手続補正書の様式等）

第十五条 手続の補正のうち、様式第一若しくは

（手続補正書の様式等）

第十五条 手続の補正のうち、様式第一若しくは

様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五第一項に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六

様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五第一項に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則二十七条の四の

、同規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条

二第四項に規定する様式第三十六の三、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項

第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の

に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

手続の補正は様式第十五によりしななければならない。

2 3 4 「略」

(登録料納付書の様式等)

第十八条 「略」

2 「略」

3 意匠法第四十四条第二項ただし書の規定の適

用を受けようとするときは、同項ただし書に規

定する意匠権者の責めに帰することができない

理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の

提出と同時に提出しなければならない。この場

合において、登録料納付書にその旨及び必要な

事項を記載して当該書面の提出を省略すること

2 3 4 「略」

(登録料納付書の様式等)

第十八条 「略」

2 「略」

〔新設〕

ができる。

4 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、意匠法第四十四条第二項ただし書に規定する意匠権者の責めに帰すことができないう理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四
条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十
一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条
の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から

〔新設〕

(特許法施行規則の準用)

第十九条 特許法施行規則第一章(総則)(第四
条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十
一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条
の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から

第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。
）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（同規則第一条第一項及び第二項の規定に限る。
）、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第

第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。
）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（同規則第一条第一項及び第二項の規定に限る。
）、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第

一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）とあるのは「三

意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第

一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第

一項において準用する場合を含む。）において

準用する場合を含む。）の規定による意匠登録

出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合

を除く。）と、「十二 審判の請求（拒絶査

定不服審判を除く。）とあるのは「十二 審

判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定

不服審判を除く。）と、第四条の三第三項中

「五 特許法第九十五条第十一項の規定によ

る過誤納の手数料の返還請求」とあるのは

「五

一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）とあるのは「三

意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第

一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第

一項において準用する場合を含む。）において

準用する場合を含む。）の規定による意匠登録

出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合

を除く。）と、「十二 審判の請求（拒絶査

定不服審判を除く。）とあるのは「十二 審

判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定

不服審判を除く。）と、第四条の三第三項中

「五 特許法第九十五条第十一項の規定によ

る過誤納の手数料の返還請求」とあるのは

「五

意匠法第六十条の二十二第一項の規定による
 の二 意匠法第六十七条第七項の規定による過
 同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指
 誤納の手数料の返還請求

定手数料の返還請求

と、第八条第二項、第九
 条の二第一項及び第二項、第九条の三第二項並
 びに第十一条の五第一項中「拒絶査定不服審判
 」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正
 却下決定不服審判」と、第十条第一項中「特許
 法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条
 第三項」と、「特許法施行令第十一条、特許

意匠法第六十条の二十二第一項の規定による
 の二 意匠法第六十七条第七項の規定による過
 同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指
 誤納の手数料の返還請求

定手数料の返還請求

と、第八条第二項、第九
 条の二第一項及び第二項、第九条の三第二項並
 びに第十一条の五第一項中「拒絶査定不服審判
 」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正
 却下決定不服審判」と、第十条第一項中「特許
 法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条
 第三項」と、「特許法施行令第十一条、特許

意匠法第六十条の二十二第一項の規定による
 の二 意匠法第六十七条第七項の規定による過
 同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指
 誤納の手数料の返還請求

法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号

）第一条の三又はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項本文（同条第七項において準用する場合を含む。）

、第三十一条の二第六項本文、第三十八条の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項本文、第三十八条の十四第四項本文（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項本文」と

法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号

）第一条の三又はこの省令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項本文（同条第七項において準用する場合を含む。）

、第三十一条の二第六項本文、第三十八条の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項本文、第三十八条の十四第四項本文（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項本文」と

あるのは「又は意匠法施行規則第二条の第二十
二項及び第十九条第三項において準用する特許
法施行規則第二十七条の四の二第五項本文（第
二条の二第十二項及び第十九条第三項において
準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第
七項において準用する場合に限る。）」、第十八
条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文
」と、同条第二項中「、特許法施行令第十一条
、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省
令第四条の三、第五条から第七条まで、第八条
第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、
第二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項
、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第

あるのは「又は意匠法施行規則第十八条第二項
前段、第十八条の六第二項本文若しくは第十九
条第三項において準用する特許法施行規則第二
十七条の四の二第五項本文（第十九条第三項に
おいて準用する特許法施行規則第二十七条の四
の二第七項において準用する場合に限る。）」
と、同条第二項中「、特許法施行令第十一条、
特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令
第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第
一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第
二十五条の七第七項本文、第二十七条第一項、
第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二
十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条

第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項本文（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項本文、第三十八条の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項本文、第三十八条の十四第四項本文（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二條の二第十二項及び第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の四の二第五項本文（第二條の二第十二項及び第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の四の二第七項において準用する場合

の四の二第五項本文（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項本文、第三十八条の二第四項本文、第三十八条の六の二第五項本文、第三十八条の十四第四項本文（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八條第二項前段、第十八條の六第二項本文若しくは第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の四の二第五項本文（第十九條第三項において準用する特許法施行規則第二十七條の四の二第七項において準用する場合に限る。）」と、第十一条の三第一号中

合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文」と、第十一条の三第一号中「特許出願の番号」とあるのは、「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第

「特許出願の番号」とあるのは、「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五

五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則

の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規

第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九
条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項
に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に
規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に
規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第
一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠
法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第
三項において準用する特許法施行規則第二十七
条の三の三第一項に規定する様式第三十六、意
匠法施行規則第十九条第三項において準用する
特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式
第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定
する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第

定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定
する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定
する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項
及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施
行規則第十九条第三項において準用する特許法
施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する
様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定す
る様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三
に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十
九条第八項において準用する特許法施行規則第
四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の
三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六
十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式

八項において準用する特許法施行規則第四十八
条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同
規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の
二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十
五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第
六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定す
る様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第
二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第
五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三
、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式
第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二
項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六
十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同

第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する
様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に
規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条
の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同
規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五
の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定す
る様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十
七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規
則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十
九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六
十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項
に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規
則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の

規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。とあるのは「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の

二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名義人にあつては、【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に

名義人にあつては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。」³⁷ 巴黎条約第25条「代表者の氏名を記載する。」³⁸ のは「代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法

に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は設けるには及ばない。」³⁷ 巴黎条約第25条「代表者の氏名を記載する。」³⁸ 「代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）³⁹」³⁷ 巴黎条約第25条「国際特許出願について、出願番号が通知されていないときは

人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。」と、
「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、
「【出願日】」とし、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意

、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。」と、
「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のよ
うに意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」のよ
うにハイフンを記載し、「【代理人】」又は「

匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「—」のようにハインを記載し、「【代理人】」又は「【受任した代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」¹² 第4条第10項の趣意「1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む

【受任した代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」¹³ 第4条第10項の趣意「1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）」¹⁴ の「ジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名」¹⁵ 並びに第4条第10項の趣意。

。)とあるのは「ジュネーブ改正協定第6条
(1) (a)の規定による優先権の主張の基礎と
された出願をした国の国名」と読み替えるもの
とする。

2 「略」

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一
項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項
、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第
二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで
、第二十七条の四の二第二項及び第四項から第
七項まで、第二十八条から第二十八条の三まで
、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二
項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先

2 「略」

3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一
項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項
、第二項第一号及び第三項から第六項まで、第
二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで
、第二十七条の四の二第二項及び第四項から第
七項まで、第二十八条から第二十八条の三まで
、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二
項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先

権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に

権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に

証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、第二十七条の四第四項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と、第二十条八条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く）

」と読み替えるほか、この項の規定により国際意匠登録出願に準用する場合に限り、特許法施行規則第二十七条の三の三第二項第一号中「特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項

証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、第二十七条の四第四項中「又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十条の三第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と、第二十条八条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く）

」と読み替えるものとする。

又は第四十三条の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)」と、「場合に限る。」とあるのは「場合に限る。」及びジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人がその国際出願と同時に意匠法第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する書類を意匠法第六十条の七第二項に規定する国際事務局（以下この号において「国際事務局」という。）に提出した場合であつて、当該出願人が、国際事務局に対し、当該書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出

をした場合」と、同条第三項中「同法第四十三
条第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三
條の三第一項若しくは第二項」とあるのは「ジ
ュネーブ改正協定第六條(1)(a)」と、「及び出願
の区分、同法第四十三條第二項（同法第四十三
條の二第二項（同法第四十三條の三第三項にお
いて準用する場合を含む。）及び第四十三條の
三第三項において準用する場合を含む。）に規
定する書類に記載されている事項を電磁的方法
により特許庁長官に提供するためのアクセスコ
ード並びに同法第四十三條第二項（同法第二十
三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項に
おいて準用する場合を含む。）及び第四十三條

の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称」とあるのは、「当該出願をした官庁又は国際機関の名称、当該優先権の主張の対象となる意匠の番号及び意匠法第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード(ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張を伴う国際意匠登録出願の出願人が、意匠法施行規則第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規

則第二十七条の三の三第二項第一号に規定する
国際事務局に対する申出をした場合にあつては
、当該出願をした官庁又は国際機関の名称及び
当該優先権の主張の対象となる意匠の番号）」
と読み替えるものとする。

4～9 [略]

様式第1の2 (第1条の3関係)

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 意匠法第60条の7第1項の規定

により意匠法第4条第2項の規
定の適用を受けようとする意匠
登録出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

4～9 [略]

様式第1の2 (第1条の3関係)

【書類名】 新規性喪失の例外適用申請書

【特記事項】 意匠法第60条の7の規定により

意匠法第4条第2項の規定の適用
を受けようとする意匠登録出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官

殿

【事件の表示】

【出願番号】

【意匠登録出願人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】

【あて先】 特許庁長官

殿

【事件の表示】

【出願番号】

【意匠登録出願人】

【住所又は居所】

【住所又は居所原語表記】

【氏名又は名称】

【氏名又は名称原語表記】

【代理人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

1～6 [略]

様式第2

[略]

[備考]

1～4 [略]

5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場あて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以

[備考]

1～6 [略]

様式第2

[略]

[備考]

1～4 [略]

5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場あて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以

下「現金手続省令」という。)第5条の規定による納付書(以下「納付書」という。)によるときは、「(【手数料の表示】)の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。)別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。)第41条の9に規定する納付情報(以下「納付情報」と

下「現金手続省令」という。)第5条の規定による納付書(以下「納付書」という。)によるときは、「(【手数料の表示】)の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。)別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報(以下「納付情報」という。)によるときは、「(【手数料の表示】)の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし

いう。)によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【子納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。

6 [略]

7 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」

、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。

6 [略]

7 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」

の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号

の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号

欄の次に記載した整理番号を記載し、「（
【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる
複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇〇
」のように本意匠が含まれる複数意匠一括
出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載
した整理番号を記載する。本意匠が複数意
匠一括出願手続により一括してされる意匠
登録出願に含まれる意匠である場合におい
て、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手
続の番号が通知されており、かつ、本意匠
の意匠登録出願の番号が通知されていない
ときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出

欄の次に記載した整理番号を記載し、「（
【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる
複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇〇
」のように本意匠が含まれる複数意匠一括
出願手続の「【書類名】」の欄の次の「【
整理番号】」を記載する。本意匠が複数意
匠一括出願手続により一括してされる意匠
登録出願に含まれる意匠である場合におい
て、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手
続の番号が通知されており、かつ、本意匠
の意匠登録出願の番号が通知されていない
ときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出

願番号】」の欄を設けて、「意願○○○○
—○○○○○○」のように本意匠が含まれ
る複数意匠一括出願手続の番号を記載し、
次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当
該複数意匠一括出願手続において本意匠の
意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載
する。本意匠の意匠登録出願が国際意匠登
録出願である場合は、「【出願日】」の欄
に「令和何年何月何日提出の意匠登録願」
のように本意匠の国際登録の日の年月日を
記載し、次に「【整理番号】」の欄を設け
て、「—」のようにハイフンを記載し、「
（【手数料の表示】）」の欄の次に「【そ

願番号】」の欄を設けて、「意願○○○○
—○○○○○○」のように本意匠が含まれ
る複数意匠一括出願手続の番号を記載し、
次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当
該複数意匠一括出願手続において本意匠の
意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載
する。本意匠の意匠登録出願が国際意匠登
録出願である場合は、「【出願日】」の欄
に「令和何年何月何日提出の意匠登録願」
のように本意匠の国際登録の日の年月日を
記載し、次に「【整理番号】」の欄を設け
て、「—」のようにハイフンを記載し、「
（【手数料の表示】）」の欄の次に「【そ

【他】」の欄を設けて、「国際登録番号D
M/○○○○○○○、意匠番号○○○」のよ
うに本意匠の国際登録の番号と意匠の番号
を記載する。ただし、本意匠の意匠登録出
願の番号が通知されているときは、「【本
意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の
欄を設けて「意願○○○○ー○○○○○○○
」のように本意匠の意匠登録出願の番号を
記載し、「【出願日】」及び「【整理番号
】」の欄は設けるには及ばない。また、「
【その他】」の欄に本意匠の国際登録の番
号と意匠の番号を記載するには及ばない。
この場合において、本意匠の意匠登録の番

【他】」の欄を設けて、「国際登録番号D
M/○○○○○○○、意匠番号○○○」のよ
うに本意匠の国際登録の番号と意匠の番号
を記載する。ただし、本意匠の意匠登録出
願の番号が通知されているときは、「【本
意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の
欄を設けて「意願○○○○ー○○○○○○○
」のように本意匠の意匠登録出願の番号を
記載し、「【出願日】」及び「【整理番号
】」の欄は設けるには及ばない。また、「
【その他】」の欄に本意匠の国際登録の番
号と意匠の番号を記載するには及ばない。
この場合において、本意匠の意匠登録の番

号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。

8～25 [略]

26 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」

号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。

8～25 [略]

26 「【手数料の表示】」の欄は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見

には手数料の額（「円」、**、**」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（**【**予納台帳番号**】**）」を「**【**振替番号**】**」とし、振替番号を記載し、「**【**納付金額**】**」には納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項

込額から納付に充てる手数料の額（「円」、**、**」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（**【**予納台帳番号**】**）」を「**【**振替番号**】**」とし、振替番号を記載し、「**【**納付金額**】**」には納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行

の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

27・28 [略]

29 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則

規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

27・28 [略]

29 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則

第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし

第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額からの納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただ

書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

30～46 [略]

し書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

30～46 [略]

様式第2の2

[略]

[備考]

1 [略]

2 意匠法第10条第1項の規定により関連意

匠の意匠登録を受けようとするときは、そ

れぞれの意匠番号欄の次の「【整理番号】

」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を

設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設

けて「意願○○○○-○○○○○○」のよ

うに本意匠（同条第4項の規定により関連

意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規

定により意匠登録を受けようとするときは

様式第2の2

[略]

[備考]

1 [略]

2 意匠法第10条第1項の規定により関連意

匠の意匠登録を受けようとするときは、そ

れぞれの意匠番号欄の次の「【整理番号】

」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を

設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設

けて「意願○○○○-○○○○○○」のよ

うに本意匠（同条第4項の規定により関連

意匠を本意匠とみなして、同条第1項の規

定により意匠登録を受けようとするときは

、当該関連意匠をいう。以下同じ。)に係る意匠登録出願の番号を記載するか、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のように記載する。

イ・ロ [略]

ハ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録

、当該関連意匠をいう。以下同じ。)に係る意匠登録出願の番号を記載するか、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第○○○○○○○号」のように本意匠に係る意匠登録番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、以下のように記載する。

イ・ロ [略]

ハ 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録

出願の番号が通知されていないときは、

「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複

出願の番号が通知されていないときは、

「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複

数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。

ニ・ホ [略]

- 3 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第2条の2第12項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を一度だけ記載する。

4 [略]

- 5 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を

数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」を記載する。

ニ・ホ [略]

- 3 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第19条第3項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を一度だけ記載する。

4 [略]

- 5 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【子納台

行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額（「円」、 「 」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番

帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額（「円」、 「 」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番

号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすること

号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすること

を請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならぬ。

6～12 [略]

様式第14

[略]

[備考]

1～8 [略]

を請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、複数意匠一括出願手続に含まれる全ての意匠登録出願についての手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならぬ。

6～12 [略]

様式第14

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 [略]

イ～ハ [略]

ニ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に、

「【出願番号】」の欄を設けて、「意願
○○○○—○○○○○○○」のように本意

匠に係る意匠登録出願の番号を記載する

か、又は「【本意匠の表示】」の欄を設

け、その欄に「【登録番号】」の欄を設

けて「意匠登録第○○○○○○○号」の

ように本意匠に係る意匠登録の番号を記

載する。ただし、その意匠登録出願の番

号が通知されていないときは、「【本意

9 [略]

イ～ハ [略]

ニ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に、

「【出願番号】」の欄を設けて、「意願
○○○○—○○○○○○○」のように本意

匠に係る意匠登録出願の番号を記載する

か、又は「【本意匠の表示】」の欄を設

け、その欄に「【登録番号】」の欄を設

けて「意匠登録第○○○○○○○号」の

ように本意匠に係る意匠登録の番号を記

載する。ただし、その意匠登録出願の番

号が通知されていないときは、「【本意

匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて

匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて

「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手

「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手

続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願○○○○ー○○○○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願に

続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願○○○○ー○○○○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願に

ついでの出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「ー」のようにハイフンを記載し、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠に係る国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

10・11 [略]

ついでの出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「ー」のようにハイフンを記載し、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように本意匠に係る国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

10・11 [略]

12 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。

- イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には不足手数料の額（「円」、
「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同

12 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。

- イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「審判請求書」のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額（「円」、
「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同

じ。)を記載する。

ロ～ニ [略]

13～15 [略]

様式第14の2

[略]

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には、「意願○○○○—○○○○」のように第2条の2第3項に規定する複数意匠一括出願手続の番号を記載する。ただし、複数意匠一括出願手続の番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何

じ。)を記載する。

ロ～ニ [略]

13～15 [略]

様式第14の2

[略]

[備考]

- 1 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には、「意願○○○○—○○○○」のように第2条の2第3項に規定する複数意匠一括出願手続の番号を記載する。ただし、複数意匠一括出願手続の番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何

日提出の意匠登録願（複数）」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。

- 2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考3及び備考4の場合を除く。）。

イ [略]

ロ 「（【補正対象意匠番号】）」は、補正の対象とする項目の属する意匠番号を記載し、複数の意匠番号を記載してはならない。「【意匠登録出願人】」、「【

日提出の意匠登録願（複数）」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次に記載した整理番号を記載する。

- 2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する（備考3及び備考4の場合を除く。）。

イ [略]

ロ 「（【補正対象意匠番号】）」は、補正の対象とする項目の属する意匠番号を記載し、複数の意匠番号を記載してはならない。「【意匠登録出願人】」、「【

代理人】」、「【パリ条約による優先権等の主張】」等、意匠法施行規則第2条の2第5項に規定する事項について補正する場合は「（【補正対象意匠番号】）」の欄は設けない。

ハ～ホ [略]

3 通常の意匠登録出願（関連意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）を関連意匠の意匠登録出願に補正するときは、次の要領で記載する。

イ～ニ [略]

ホ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に、「

代理人】」、「【パリ条約による優先権等の主張】」等、意匠法施行規則第二条の2第5項に規定する事項について補正する場合は「（【補正対象意匠番号】）」の欄は設けない。

ハ～ホ [略]

3 通常の意匠登録出願（関連意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）を関連意匠の意匠登録出願に補正するときは、次の要領で記載する。

イ～ニ [略]

ホ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に、「

【出願番号】」の欄を設けて、「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように本意匠に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「

【出願番号】」の欄を設けて、「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように本意匠に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「

【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、

「【本意匠の表示】」の欄に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。

本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「

【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。本意匠が同じ複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、

「【本意匠の表示】」の欄に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。

本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「

【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄

【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて「令和何年何月何日提出の意匠登録願（複数）」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の年月日を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄

の次に記載した整理番号を記載する。本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、当該他の複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願○○○○ー○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意

の次の「【整理番号】」を記載する。本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、当該他の複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願○○○○ー○○○○」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意

匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「ー」のよう
うにハイフンを記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM /○○○○○○○、意匠番号○○○」のよう
うに本意匠に係る国際登録の番号と意匠

匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「ー」のよう
うにハイフンを記載し、「（【意匠の創作をした者】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国際登録番号DM /○○○○○○○、意匠番号○○○」のよう
うに本意匠に係る国際登録の番号と意匠

の番号を記載する。

4～6 [略]

7 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。

- イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願（複数）」、のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には不足手数料の額（「円」、 「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式に

の番号を記載する。

4～6 [略]

7 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合に次の要領により記載する。

- イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「意匠登録願（複数）」、のように書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額（「円」、 「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式に

において同じ。) を記載する。

ロ～ニ [略]

8・9 [略]

様式第18

[略]

[備考]

1～16 [略]

17 登録査定の謄本の送達後に「名称変更届
」、「出願人名義変更届」等を提出したと
きは「【納付年分】」(備考20に該当する
場合にあつては「【持分の割合】」)の欄
の次に「【その他】」の欄を設けて、「令
和何年何月何日名称変更届提出」「令和何

において同じ。) を記載する。

ロ～ニ [略]

8・9 [略]

様式第18

[略]

[備考]

1～16 [略]

17 登録査定の謄本の送達後に「名称変更届
」、「出願人名義変更届」等を提出したと
きは「【納付年分】」(備考21に該当する
場合にあつては「【持分の割合】」)の欄
の次に「【その他】」の欄を設けて、「令
和何年何月何日名称変更届提出」「令和何

年何月何日出願人名義変更届提出」のよう
に記載する。

18～21 [略]

様式第19

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 その他は、様式第18の備考1から4まで
、6、7、10から12まで、19及び21と同様
とする。この場合において備考11中「【意
匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者
】」と読み替えるものとする。

様式第20

年何月何日出願人名義変更届提出」のよう
に記載する。

18～21 [略]

様式第19

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 その他は、様式第18の備考1から4まで
、6、7、10から12まで、19及び21と同様
とする。この場合において備考12中「【意
匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者
】」と読み替えるものとする。

様式第20

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の見込額からの納付に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を請求する登録料の合算額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。

10・11 [表]

10・11 [表]

備考 表中の「」は注記である。

(商標法施行規則の一部改正)

第四条 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
(登録料納付書の様式等)		(登録料納付書の様式等)

第十八条 「略」

2～7 「略」

8 商標法第四十三条第一項から第三項までの各
項ただし書の規定の適用を受けようとするとき
は、同項ただし書に規定する商標権者の責めに
帰することができない理由がある旨を記載した
書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなけ
ればならない。この場合において、登録料納付
書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面
の提出を省略することができる。

9 前項の手續をするときは、当該手續をした日
から二月以内に、商標法第四十三条第一項から
第三項までの各項ただし書に規定する商標権者

第十八条 「略」

2～7 「略」

〔新設〕

〔新設〕

の責めに帰すことができない理由があることを
証明する書面を特許庁長官に提出しなければな
らない。ただし、特許庁長官が、その必要がな
いと認めるときは、この限りでない。

様式第 2

[略]

[備考]

1～33 [略]

34 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）第15条第1項の規定による手続に係る

様式第 2

[略]

[備考]

1～33 [略]

34 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手

申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規

手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定

定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

35～46 [略]

様式第12

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 「（【識別番号】）」は、なるべく記載

により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

35～46 [略]

様式第12

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 「（【識別番号】）」は、なるべく記載

するものとし、識別番号を記載しないときは、「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。ただし、登録料の納付に際し、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うとき、同規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うとき又は同規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、識別番号を記載しなければならぬ。

8～17 [略]

18 「【登録料の表示】」の欄は、特例法施

するものとし、識別番号を記載しないときは、「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。ただし、登録料の納付に際し、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うとき、同規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うとき又は同規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、識別番号を記載しなければならぬ。

8～17 [略]

18 「【登録料の表示】」の欄は、特例法施

行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には登録料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振

行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる登録料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【子納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振

替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。

19 第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付すると

替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。

19 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付すると

きは、「（【納付の表示】）」の欄の次に
「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／
○」のように国以外のすべての者の持分の
割合を記載する。

20～22 [略]

23 商標法第21条第1項の規定により商標権
の存続期間の更新登録の申請をするときは
、「（【納付の表示】）」（備考19に該当
する場合にあつては「【持分の割合】」）
の欄の次に「【特許料等に関する特記事項
】」の欄を設けて、「商標法第21条第1項
の規定による商標権の存続期間の更新登録
の申請」と記載する。

きは、「（【納付の表示】）」の欄の次に
「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／
○」のように国以外のすべての者の持分の
割合を記載する。

20～22 [略]

23 商標法第21条第1項の規定により商標権
の存続期間の更新登録の申請をするときは
、「（【納付の表示】）」（備考20に該当
する場合にあつては「【持分の割合】」）
の欄の次に「【特許料等に関する特記事項
】」の欄を設けて、「商標法第21条第1項
の規定による商標権の存続期間の更新登録
の申請」と記載する。

24・25 [略]

様式第15の2

[略]

[備考]

1～13 [略]

14 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考13及び15に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。

- イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「

24・25 [略]

様式第15の2

[略]

[備考]

1～13 [略]

14 「【手数料補正】」の欄は、手数料の補正をする場合（備考13及び15に該当するときを除く。）に次の要領により記載する。

- イ 特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には、「商標登録願」、「期間延長請求書」、「手続補正書」、「出願人名義変更届」、「

出願人名義変更届」、「審判請求書」の
ように書類名を記載し、「【予納台帳番
号】」には予納台帳の番号を、「【納付
金額】」には不足手数料の額（「円」、
「,」等を付さず、アラビア数字のみで
表示すること。以下この様式において同
じ。）を記載する。

ロ～ニ [略]

- 15 「【手数料の表示】」の欄は、備考13の
手数料の納付に際して特例法施行規則第40
条第2項の規定により特例法第15条第1項
の規定による手続に係る申出を行うときは
、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番

審判請求書」のように書類名を記載し、
「【予納台帳番号】」には予納台帳の番
号を、「【納付金額】」には見込額から
納付に充てる不足手数料の額（「円」、
「,」等を付さず、アラビア数字のみで
表示すること。以下この様式において同
じ。）を記載する。

ロ～ニ [略]

- 15 「【手数料の表示】」の欄は、備考13の
手数料の納付に際して特例法施行規則第40
条第2項の規定により見込額からの納付の
申出を行うときは、「【予納台帳番号】」
には予納台帳の番号を、「【納付金額】」

号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納

には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納

台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

16～18 [略]

様式第19

[略]

[備考]

1 [略]

2 第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のよ

台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

16～18 [略]

様式第19

[略]

[備考]

1 [略]

2 第18条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のよ

うに国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

3 [略]

様式第22

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて予納額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の予納に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」には返還を

うに国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

3 [略]

様式第22

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 「（【返還の表示】）」の欄は、特例法施行規則第40条第3項の規定により返還に代えて見込額への加算の申出を行うときに限り、「（【予納台帳番号】）」には返還を請求する登録料の見込額からの納付に係る予納台帳の番号を、「（【加算金額】）」

<p>請求する登録料の額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>10・11 [略]</p>	<p>」には返還を請求する登録料の額を記載する。この場合において、「【返還請求金額】」及び「【返還金振込先】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>10・11 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(特許登録令施行規則の一部改正)

第五条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(申請書の様式等)</p> <p style="text-align: center;">第十条 「略」</p> <p style="text-align: center;">2 ～ 8 「略」</p> <p>9 申請書に記載する氏名については、法令に別段の定めがある場合を除き、氏に続けて旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいい、外国人にあつては、当該国においてこれに相当するものをいう。)を括弧書で併せて記載することができる。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(申請書の様式)</p> <p style="text-align: center;">第十条 「略」</p> <p style="text-align: center;">2 ～ 8 「略」</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>

10 特許庁長官は、前項の規定による旧氏の記載
について必要があると認めるときは、これを証
明する書面の提出を命ずることができる。

〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）
の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

様式第18

[略]

[備考]

- 1 「【手数料の表示】」の欄については、手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にあり、その下にその額を括弧をして記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うと

様式第18

[略]

[備考]

- 1 「【手数料の表示】」の欄については、手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にあり、その下にその額を括弧をして記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号

きは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場

】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場

合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によると

合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によると

きは、「【手数料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【納付金額】」には納付した手数料の額を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載し、「【納付金額】」には納付した手数料の額を記載する。

きは、「【手数料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【納付金額】」には納付した手数料の額を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載し、「【納付金額】」には納付した手数料の額を記載する。

2～4 [略]

様式第29

[略]

[備考]

1 [略]

2 「【手数料補正】」の欄については、納

付すべき不足手数料の額の特許印紙をはる

ときは、その下に特許印紙の額を括弧をし

て記載し、「【補正対象書類名】」には「

願書」、「国際予備審査請求書」のように

補正する書類名を記載し、「【手数料の種

類】」には「送付手数料」、「国際出願手

数料」、「調査手数料」、「予備審査手数

2～4 [略]

様式第29

[略]

[備考]

1 [略]

2 「【手数料補正】」の欄については、納

付すべき不足手数料の額の特許印紙をはる

ときは、その下に特許印紙の額を括弧をし

て記載し、「【補正対象書類名】」には「

願書」、「国際予備審査請求書」のように

補正する書類名を記載し、「【手数料の種

類】」には「送付手数料」、「国際出願手

数料」、「調査手数料」、「予備審査手数

料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「【子納台帳番号】」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」

料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「【子納台帳番号】」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する

手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料

手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料

「調査手数料」、「予備審査手数料」
、「取扱手数料」のように納付する手数料
の種類を記載し、「【納付金額】」には納
付すべき不足手数料の額を記載する。法第
18条第3項において準用する特許法第195
条第8項ただし書の規定により、現金によ
り不足手数料を納付する場合であつて、特
例法施行規則第40条第5項の規定により指
定立替納付者による納付の申出を行うとき
は、「【補正対象書類名】」には「願書」
、「国際予備審査請求書」のように補正す
る書類名を記載し、「（【予納台帳番号】
）」を「【指定立替納付】」とし、「【手

「調査手数料」、「予備審査手数料」
、「取扱手数料」のように納付する手数料
の種類を記載し、「【納付金額】」には納
付すべき不足手数料の額を記載する。法第
18条第3項において準用する特許法第195
条第8項ただし書の規定により、現金によ
り不足手数料を納付する場合であつて、特
例法施行規則第40条第5項の規定により指
定立替納付者による納付の申出を行うとき
は、「【補正対象書類名】」には「願書」
、「国際予備審査請求書」のように補正す
る書類名を記載し、「（【予納台帳番号】
）」を「【指定立替納付】」とし、「【手

数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合は、現金により不足手数料を納付した場合は、納付書による場合は、「【手数料補正】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように

数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合は、現金により不足手数料を納付した場合は、納付書による場合は、「【手数料補正】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように

補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付した不足手数料の額を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

3 [略]

補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付した不足手数料の額を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

3 [略]

備考 表中の「」は注記である。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(識別番号の表示)	(識別番号の表示)

第二条 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出及び平成十二年一月一日以後に特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第二百一十号第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は商標法（昭和三十三年法律第二百二十七号）第四十四条第一項（同法附則第十三条（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（

第二条 手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等の納付の申出及び平成十二年一月一日以後に特許法（昭和三十四年法律第二百一十号）第二百一十号第一項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は商標法（昭和三十三年法律第二百二十七号）第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合

同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者に限る。）は、この省令、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）、実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）又は意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二

を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判（以下「拒絶査定等に対する審判」という。）を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をする者（その者の代理人を含み、次条第二項又は第三項の規定による識別番号の通知を受けている者に限る。）は、この省令、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）、実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）又は意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第

号)の様式で定めるところにより、その手続に係る書類に次条第二項又は第三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載しななければならない。

2・3 「略」

(代理権の証明)

第五条 次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

一〇六 「略」

七 第四十一条第一項の規定による委任による

法第十五条第一項の規定による手続に係る申

出に関する代理人の届出

八〇十二 「略」

三項の規定により特許庁長官がその者に付与した識別番号を記載しなければならない。

2・3 「略」

(代理権の証明)

第五条 次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

一〇六 「略」

七 第四十一条第一項の規定による委任による

見込額からの納付の申出に関する代理人の届

出

八〇十二 「略」

2・3 「略」

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一〇四十二 「略」

四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（国際出願等に係る手続にあつては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌ

2・3 「略」

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一〇四十二 「略」

四十三 法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付

に掲げる手続に係るものに限る。)に掲げる手続に際しての申出に限る。)」、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項(これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による特許料等又は手数料の納付の申出(国際出願等に係る手数料にあつては第五号及び第五号の二(イ、ロ、ホ及び又)に掲げる手続に係るものに限る。)に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。)及び特許法第一百七十七条第一項に規定する特許料若しくは第百十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に

の申出(国際出願等に係る手数料にあつては第五号及び第五号の二(イ、ロ、ホ及び又)に掲げる手続に係るものに限る。)に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。)及び特許法第一百七十七条第一項に規定する特許料若しくは第百十二条第二項に規定する割増特許料、実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料又は商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録

規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料又は商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十条の九の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特

料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十条の九の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

四十四～五十二 「略」

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第

四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一

項（法第十六条において準用する場合を含む

。以下この号において同じ。）の規定による

手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は

法第十五条の三第一項（これらの規定を法第

十六条において準用する場合を含む。以下こ

の号において同じ。）の規定による特許料等

の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納

四十四～五十二 「略」

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第

四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一

項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の

三第一項（これらの規定を法第十六条におい

て準用する場合を含む。以下この号において

同じ。）の規定による特許料等の納付の申出

、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面

の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の

申出並びに法第十五条第二項（法第十六条に

付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料

において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限り。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）及び第六十一号に掲げる手続をした者に対し

等の返還の申出に係るものに限る。)の補正又はその補正の補正に係るものを除く。)及び第六十一号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は特許法第三百三十三条の二第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第

、特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は特許法第三百三十三条の二第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書

二十三条において準用する場合を含む。)に
おいて準用する場合を含む。)の規定により
提出の機会が与えられる弁明を記載した書面
の提出

五十四く六十六 「略」

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二
十五条の規定による磁気ディスクの提出により
次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、
同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法
令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に
記載すべきこととされている事項を同表の第四
欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計

面の提出

五十四く六十六 「略」

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二
十五条の規定による磁気ディスクの提出により
次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、
同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法
令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に
記載すべきこととされている事項を同表の第四
欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計

算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならぬ。

一 十	一 十	〔略〕	手	続	書類名	様式
			第十條第四十三号に規定	特許料納	様式	
			一 する法第十五條第一項（ 法第十六條において準用 する場合を含む。）の規 定による手續に係る申出 又は法第十五條の二第一	付書	第十	九

算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならぬ。

一 十	一 十	〔略〕	手	続	書類名	様式
			第十條第四十三号に規定	特許料納	様式	
			一 する法第十五條第一項、 法第十五條の二第一項又 は法第十五條の三第一項 （これらの規定を法第十 六條において準用する場	付書	第十	九

十	
納付等の申出のうち特許	項若しくは法第十五条の 三第一項（これらの規定 を法第十六条において準 用する場合を含む。）の 規定による特許料等の納 付の申出（以下これらの 申出をこの条において「 納付等の申出」という。 ）のうち特許権の設定の 登録を受ける者がするも の
特許料納	
様式	

十	
納付の申出のうち特許権	合を含む。）の規定によ る特許料等の納付の申出 （以下この条において「 納付の申出」という。） のうち特許権の設定の登 録を受ける者がするもの
特許料納	
様式	

五	十	四	十	三	十	二
権者がするもの	納付等の申出のうち意匠	権の設定の登録を受ける者がするもの	納付等の申出のうち意匠	新案権者がするもの	納付等の申出のうち実用	権者がするもの
付書	登録料納	付書	登録料納	付書	登録料納	付書
第二	様式	十二	第二	十一	第二	十
			様式		様式	第二

五	十	四	十	三	十	二
者がするもの	納付の申出のうち意匠権	がするもの	納付の申出のうち意匠権	案権者がするもの	納付の申出のうち実用新	者がするもの
付書	登録料納	付書	登録料納	付書	登録料納	付書
第二	様式	十二	第二	十一	第二	十
			様式		様式	第二

十	七	十	六	十	
納付等の申出のうち防護	権の存続期間の満了前五 年までに商標権者がする もの	納付等の申出のうち商標	権又は防護標章登録に基 づく権利の設定の登録を 受ける者がするもの	納付等の申出のうち商標	
登録料納	付書	登録料納	付書	登録料納	
様式	第二 十五	様式	第二 十四	様式	十三

十	七	十	六	十	
納付の申出のうち防護標	の 存続期間の満了前五年 までに商標権者がするも の	納付の申出のうち商標権	ける者がするもの	納付の申出のうち商標権	
登録料納	付書	登録料納	付書	登録料納	
様式	第二 十五	様式	第二 十四	様式	十三

十九・二十 「略」	八	標章登録に基づく権利の	第二
		存続期間を更新した旨の 登録を受ける者がするもの	
		付書	
			十六

2
「略」

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二に

十九・二十 「略」	八	章登録に基づく権利の存	第二
		続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの	
		付書	
			十六

2
「略」

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二に

において同じ。) 若しくは国際出願法施行規則第五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項(実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇二〇八号(平成二十四年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格X〇二〇八号」という。)に定める文字コードを用

において同じ。) 若しくは国際出願法施行規則第五十条の三第一項に規定する配列表を含む特許出願若しくは国際出願又は特許法施行規則第二十七条の五第三項(実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X〇二〇八号(平成二十四年)(情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格X〇二〇八号」という。)に定める文字コードを用

いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条又は国際出願法施行規則第十七条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により電子計算機から入力することにより提出するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項第十二号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとす。

いて作成し、かつ、特許法施行規則第二十四条又は国際出願法施行規則第十七条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により電子計算機から入力することにより提出するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項第十一号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものとす。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ（リ） 「略」

又 意匠法第六十条の七第一項の規定による

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ（リ） 「略」

又 意匠法第六十条の七の規定による意匠の

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の提出

ル 意匠法第六十条の七第一項の規定による同法第四条第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ヲソソ 「略」

二 「略」

三 特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定

新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の提出

ル 意匠法第六十条の七の規定による同法第四条第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出

ヲソソ 「略」

二 「略」

三 特許法第十八条の二第一項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定

による第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五条の三第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）及び第一号イからソまでに規定する手続の却下の処分

による第三十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出、法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五条の三第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）及び第一号イからソまでに規定する手続の却下の処分

四〇九 「略」

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは特許法第三百三十

四〇九 「略」

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令(別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。)とする。

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは特許法第三百三十

三条第一項若しくは第二項（これらの規定を
意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第
一項（同法第六十八条第四項において準用す
る場合を含む。以下この条において同じ。）
及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二
十三条において準用する場合を含む。以下こ
の条において同じ。）において準用する場合
を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項
若しくは第六条の二の規定による第二十三条
第一号イからソまでに規定する手続及び第三
十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第
十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十
一号から第三十三号までに掲げる特許料等の

三条第一項若しくは第二項（これらの規定を
意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第
一項（同法第六十八条第四項において準用す
る場合を含む。以下この条において同じ。）
及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二
十三条において準用する場合を含む。以下こ
の条において同じ。）において準用する場合
を含む。）又は実用新案法第二条の二第四項
若しくは第六条の二の規定による第二十三条
第一号イからソまでに規定する手続及び第三
十四条の二第十号、第十一号、第十八号、第
十九号、第二十三号、第二十四号及び第三十
一号から第三十三号までに掲げる特許料等の

納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五条の三第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法

納付の申出（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による見込額からの納付の申出、法第十五条の二第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五条の三第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。）の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法

附則第二十三条において準用する場合を含む。
。）において準用する場合を含む。）又は特
許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十
二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法
附則第十七条第一項において準用する場合を
含む。）の規定による第二十三条第一号イか
らソまでに規定する手続及び第三十四条の二
第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第
二十二号、第二十四号及び第三十一号から第
三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出
（法第十五条第一項（法第十六条において準
用する場合を含む。）の規定による手続に係
る申出、法第十五条の二第一項（法第十六条

附則第二十三条において準用する場合を含む。
。）において準用する場合を含む。）又は特
許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十
二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法
附則第十七条第一項において準用する場合を
含む。）の規定による第二十三条第一号イか
らソまでに規定する手続及び第三十四条の二
第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第
二十二号、第二十四号及び第三十一号から第
三十三号までに掲げる特許料等の納付の申出
（法第十五条第一項（法第十六条において準
用する場合を含む。）の規定による見込額か
らの納付の申出、法第十五条の二第一項（法

において準用する場合を含む。)の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五条の三第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。)をした者に対する却下の理由の通知

三〇三十 「略」

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号

第十六条において準用する場合を含む。)の規定による口座振替による納付の申出及び法第十五条の三第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による指定立替納付者による納付の申出を除く。)をした者に対する却下の理由の通知

三〇三十 「略」

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号

から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

一〇二十四 「略」

二十五 意匠法第六十条の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を

から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

一〇二十四 「略」

二十五 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受け

受けたい旨を記載した書面の提出

二十六 意匠法第六十条の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

二十七～三十九 「略」

四十 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の

たい旨を記載した書面の提出

二十六 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

二十七～三十九 「略」

四十 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納

納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料

付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限り。）及び第六十一号に掲げる手続

の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十四号まで、第三十五号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十六号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又

の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十四号まで、第三十五号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十六号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用す

は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一～四十三 「略」

（予納に係る手続の指定）

第三十八条の二 「略」

（予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式

る場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一～四十三 「略」

（見込額の予納に係る手続の指定）

第三十八条の二 「略」

（見込額からの納付又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等）

等)

第四十条 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項若しくは法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下これらの申出をこの条において「納付等の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

- 一 特許料の納付等の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第十九

第四十条 法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

- 一 特許料の納付の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第十九

-
- 二 特許料の納付等の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付等の申出 様式第二十
 - 三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十一
 - 四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十二
 - 五 登録料の納付等の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十三
 - 六 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十四
-

- 二 特許料の納付の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付の申出 様式第二十
 - 三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第二十一
 - 四 登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十二
 - 五 登録料の納付の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出 様式第二十三
 - 六 登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十四
-

七 登録料の納付等の申出のうち商標法第四十

一条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十五

八 登録料の納付等の申出のうち防護標章登録

に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第二十六

2 法第十五条第一項の規定による実用新案登録

出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料の納付に係る予手續に際しての申出は、予手續に係る書面に、

七 登録料の納付の申出のうち商標法第四十一

条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出 様式第二十五

八 登録料の納付の申出のうち防護標章登録に

基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第二十六

2 法第十五条第一項の規定による実用新案登録

出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料の納付に際しての申出は、見込額から納

納台帳番号及び登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。

3 法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする特許料等又は手数料の額を記載することによりしなければならない。

4・5 「略」

（委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は委任による口座振替による納

付する旨、予納台帳番号及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりなければならない。

3 法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて見込額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする特許料等又は手数料の額を記載することによりなければならない。

4・5 「略」

（委任による見込額からの納付又は委任による口座振替による納付の申出）

付の申出)

第四十一条 「略」

2 「略」

(特許料及び登録料の包括納付の申出)

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

第四十一条 「略」

2 「略」

(特許料及び登録料の包括納付の申出)

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一〇三 [略]

二〇四 [略]

(特許料及び登録料の自動納付の申出)

第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一〇三 [略]

二〇三 [略]

様式第1

一〇三 [略]

二〇四 [略]

(特許料及び登録料の自動納付の申出)

第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一〇三 [略]

二〇三 [略]

様式第1

[略]

[備考]

1～9 [略]

10 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考9に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあつては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

11～17 [略]

様式第2

[略]

[備考]

1～9 [略]

10 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあつては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

11～17 [略]

様式第2

[略]

1 氏名 (名称) を変更した者

識別番号

住所又は居所

旧氏名又は旧名称

新氏名又は新名称 ㊞

2 [略]

[備考]

1 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠

登録出願人及び商標登録出願人が届出をす

るときは、提出者 (代理人を除く。) の印

を押さなければならぬ。その場合、「新

氏名又は新名称」は、法人にあつては、名

[略]

1 氏名 (名称) を変更した者

識別番号

住所又は居所

旧氏名又は名称

新氏名又は名称 ㊞

2 [略]

[備考]

1 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠

登録出願人及び商標登録出願人が届出をす

るときは、提出者 (代理人を除く。) の印

を押さなければならぬ。その場合、「氏

名又は名称」は、法人にあつては、名称を

称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

2～4 [略]

5 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「新氏名又は新名称」又は「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

6～8 [略]

様式第3

[略]

記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

2～4 [略]

5 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

6～8 [略]

様式第3

[略]

〔備考〕

1 〔略〕

2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠

登録出願人及び商標登録出願人が届出をす

るときは、提出者（代理人を除く。）の印

を押さなければならない。その場合、「氏

名又は名称」は、法人にあつては、名称を

記載し、その次に「代表者」の欄を設けて

、その代表者の氏名を記載し、代表者の印

を押す。

3 日本に営業所を有する外国法人であつて

、日本における代表者が手続を行うときは

、「氏名又は名称」の次に「日本における

〔備考〕

1 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

営業所1の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者1の欄を設けるものとする。

- 1 様式第1の備考1から3まで、5、6、8、12及び14から17まで並びに様式第2の備考2、3、6及び7と同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

様式第6

[略]

[備考]

- 2 様式第1の備考1から3まで、5、6、8、12及び14から17まで並びに様式第2の備考1から3まで及び5から7までと同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

様式第6

[略]

[備考]

1～8 [略]

9 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、8及び¹⁴14から17までと同様とする。

様式第9

[略]

[備考]

1～19 [略]

20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、

1～8 [略]

9 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、8及び¹⁴14から17までと同様とする。

様式第9

[略]

[備考]

1～19 [略]

20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円

「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。
) を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき

「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。) を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付す

手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、現金手続省令第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を

べき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、現金手続省令第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、第41条の9に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）を用い、電子情報処理組織を使用して特定手

行うときは、「【子納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。

この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ばない。

21～30 [略]

様式第11

[略]

[備考]

1～19 [略]

20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第

2項の規定により法第15条第1項の規定に

よる手続に係る申出を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「

続を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ばない。

21～30 [略]

様式第11

[略]

[備考]

1～19 [略]

20 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第

2項の規定により見込額からの納付の申出

を行うときは、「【子納台帳番号】」には子納台帳の番号を、「【納付金額】」には

【納付金額】」には手数料の額（「円」、
「」等を付さず、アラビア数字のみで表
示すること。以下この様式において同じ。
）を記録する。意匠法第67条第6項ただし
書の規定により、現金により手数料を納付
する場合であつて、第40条第4項の規定に
より口座振替による納付の申出を行うとき
は、「【子納台帳番号】」を「【振替番号
】」とし、振替番号を記録し、「【納付金
額】」には納付すべき手数料の額を記録す
る。第40条第5項の規定により指定立替納
付者による納付の申出を行うときは、「【
子納台帳番号】」を「【指定立替納付】」

見込額から納付に充てる手数料の額（「円
」、
「」等を付さず、アラビア数字のみ
で表示すること。以下この様式において同
じ。）を記録する。意匠法第67条第6項た
だし書の規定により、現金により手数料を
納付する場合であつて、第40条第4項の規
定により口座振替による納付の申出を行う
ときは、「【子納台帳番号】」を「【振替
番号】」とし、振替番号を記録し、「【納
付金額】」には納付すべき手数料の額を記
録する。第40条第5項の規定により指定立
替納付者による納付の申出を行うときは、
「【子納台帳番号】」を「【指定立替納付

とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ばない

】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式に定める納付書番号を記録するものとし、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ば

。

21～26 [略]

27 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記録してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に出願手数料と意匠を秘密にするこ

ない。

21～26 [略]

27 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記録してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にす

とを請求する手数料の合算額を記録し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金で納付した場合であつて、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」には納付すべき

ることを請求する手数料の合算額を記録し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金で納付した場合であつて、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」には納付す

出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金に
より手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

28～32 [略]

様式第13

[略]

[備考]

- 1 [略]
- 2 「【氏名又は名称】」は自然人にあつて

べき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記録する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

28～32 [略]

様式第13

[略]

[備考]

- 1 [略]
- 2 「【氏名又は名称】」は自然人にあつて

は、氏名を記録する。法人にあつては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。

3～6 [略]

7 【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、
「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。特許法第195条第8項ただ

は、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

3～6 [略]

7 【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、
「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。特許法第195条第8項

し書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて

ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であ

、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用し
て特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付
番号を記録する。この場合において、「【
納付金額】」の欄は設けるに及ばない。

8 [略]

様式第15

[略]

[備考]

1～3 [略]

4 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第

2項の規定により法第15条第1項の規定に

って、納付情報を用い、電子情報処理組織
を使用して特定手続を行うときは、「【予
納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、
納付番号を記録する。この場合において、
「【納付金額】」の欄は設けるに及ばない
。

8 [略]

様式第15

[略]

[備考]

1～3 [略]

4 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第

2項の規定により見込額からの納付の申出

よる手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、納付金額）には手数料の額（「円」、納付金額）を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記

を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、納付金額）を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号

録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商

を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又

標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

5 [略]

様式第16

[略]

[備考]

1 [略]

は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

5 [略]

様式第16

[略]

[備考]

1 [略]

2 第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、 「【**予納台帳番号**】」には予納台帳の番号を、 「【**納付金額**】」には手数料の額（「円」、 「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、 「【**予納台帳番号**】」を「【**振替番号**】」とし、振替番号を記録し、 「【**納付金額**】」には納付すべき手数料の額を

2 第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、 「【**予納台帳番号**】」には予納台帳の番号を、 「【**納付金額**】」には見込額から納付に充てる手数料の額（「円」、 「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、 「【**予納台帳番号**】」を「【**振替番号**】」とし、振替番号を記録し、 「【**納付金額**】」には納付すべき手数料の

記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の

額を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の

欄は設けるには及ばない。

3 [略]

様式第18

[略]

[備考]

1 第61条第2項において準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求めるときは、「【書類名】」を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

2・3 [略]

様式第19

[略]

」の欄は設けるには及ばない。

3 [略]

様式第18

[略]

[備考]

1 第61条第3項において準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求めるときは、「【書類名】」を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

2・3 [略]

様式第19

[略]

〔備考〕

1～3 〔略〕

4 「【特許料の表示】」の欄は、第40条第1項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には特許料の額（「円」、
「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。
）を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行うと

〔備考〕

1～3 〔略〕

4 「【特許料の表示】」の欄は、第40条第1項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には見込額から納付に充てる特許料の額（「円」、
「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行

きは、「【子納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により現金により特許料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。

5 [略]

6 特許法施行規則第69条第2項に規定する共有に係る権利であつて、国以外の各共有

うときは、「【子納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により現金により特許料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【子納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。

5 [略]

6 特許法施行規則第69条第2項に規定する共有に係る権利であつて、国以外の各共有

者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該

者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該

当する者である。(〇〇〇〇 持分〇／〇
)」又は「特許法施行令第10条第〇号〇に
掲げる者に該当する者である。(〇〇〇〇
持分〇／〇)」のように減免を受ける旨
、出願人の氏名又は名称及びその者の持分
の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて
記録するとともに、「【特許料等に関する
特記事項】」の欄の次に「【その他】」の
欄を設けて、「特許料の納付の割合 〇／
〇」のように合算して得た額と特許法第10
7条第1項に規定する特許料の金額の割合
を記録する(備考5により「【その他】」
の欄に名称変更届等を提出する旨を記録し

当する者である。(〇〇〇〇 持分〇／〇
)」若しくは「特許法施行令第10条第〇号
〇に掲げる者に該当する者である。(〇〇
〇〇 持分〇／〇)」又は「産業競争力強
化法第66条第1項の規定による特許料の2
／3軽減(〇〇〇〇 持分〇／〇)」のよ
うに減免を受ける旨、出願人の氏名又は名
称及びその者の持分の割合を減免を受ける
者ごとに行を改めて記録するとともに、「
【特許料等に関する特記事項】」の欄の次
に「【その他】」の欄を設けて、「特許料
の納付の割合 〇／〇」のように合算して
得た額と特許法第107条第1項に規定する

たときは、その記録の次に行を改めて記録する。)。)

- 7 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように記録する。ただし、備考6に

特許料の金額の割合を記録する(備考5に より「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。))。

- 7 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条若しくは第109条の2第1項又は産業競争力強化法第66条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者であ

より減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するには及ばない。

8 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受け、かつ、同規則第72条第3項の規定により特許法施行令第11条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記録して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許

る。】又は「産業競争力強化法第66条第1項の規定による特許料の2／3軽減」のうに記録する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するには及ばない。

8 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受け、かつ、同規則第72条第4項の規定により特許法施行令第11条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記録して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許

出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】
」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて
記録し、「【納付年分】」の欄の次に「【
特許料等に関する特記事項】」の欄を設け
て、「特許法施行令第9条第○号○に掲げ
る要件に該当する特許出願人である。減免
申請書の提出を省略する。」又は「特許法
施行令第10条第○号○に掲げる者に該当す
る特許出願人である。減免申請書の提出を
省略する。」のように減免を受ける旨及び
同規則第72条第1項の申請書の提出を省略
する旨を記録する。ただし、減免を受ける
者を含む者の共有に係る権利にあつては、

出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】
」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて
記録し、「【納付年分】」の欄の次に「【
特許料等に関する特記事項】」の欄を設け
て、「特許法施行令第9条第○号○に掲げ
る要件に該当する特許出願人である。減免
申請書の提出を省略する。」又は「特許法
施行令第10条第○号○に掲げる者に該当す
る特許出願人である。減免申請書の提出を
省略する。」のように減免を受ける旨及び
同規則第72条第1項の申請書の提出を省略
する旨を記録する。ただし、減免を受ける
者を含む者の共有に係る権利にあつては、

「【特許出願人】」の欄には、減免を受け
る者を含めて記録し、「【特許出願人】」
の欄の次に「【住所又は居所】」及び「
【氏名又は名称】」の欄を設けて記録し、「
（【納付年分】）」の欄の次に「【特許料
等に関する特記事項】」の欄を設けて、「
特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件
に該当する特許出願人である。（○○○○
持分○／○）。減免申請書の提出を省略
する。」又は「特許法施行令第10条第○号
○に掲げる者に該当する特許出願人である
。（○○○○ 持分○／○）。減免申請書
の提出を省略する。」のように減免を受け

「【特許出願人】」の欄には、減免を受け
る者を含めて記録し、「【特許出願人】」
の欄の次に「【住所又は居所】」及び「
【氏名又は名称】」の欄を設けて記録し、「
（【納付年分】）」の欄の次に「【特許料
等に関する特記事項】」の欄を設けて、「
特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件
に該当する特許出願人である。（○○○○
持分○／○）。減免申請書の提出を省略
する。」又は「特許法施行令第10条第○号
○に掲げる者に該当する特許出願人である
。（○○○○ 持分○／○）。減免申請書
の提出を省略する。」のように減免を受け

る旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する（備考5により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

9 [略]

る旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する（備考5により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）。

9 [略]

様式第20 (第11条関係)

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 特許法施行規則第69条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄

様式第20 (第11条関係)

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 特許法施行規則第69条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄

を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○ 持分○／○)」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○ 持分○／○)」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記録するとともに、「【特許料の表示

を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。(○○○○ 持分○／○)」若しくは「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。(○○○ 持分○／○)」又は産業競争力強化法第66条第1項の規定による特許料の2
／3軽減(○○○○ 持分○／○)」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は

】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 ○／○」のよう
に合算して得た額と特許法第107条第1
項に規定する特許料の金額の割合を記録す
る。

4 [略]

様式第22

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 第12条の規定により、登録料納付書に必

名称及びその者の持分の割合を減免を受け
る者ごとに行を改めて記録するとともに、
「【特許料の表示】」の欄の次に「【その
他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割
合 ○／○」のように合算して得た額と特
許法第107条第1項に規定する特許料の金
額の割合を記録する。

4 [略]

様式第22

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 第12条の規定により、登録料納付書に必

要な事項を記録して登録料の納付と同時に
意匠法第14条第1項の規定による請求をす
るときは、「【納付年分】」の欄の上に「
【秘密にすることを請求する期間】」の欄
を設け、秘密にすることを請求する期間を
記録する。この場合において、第40条第1
項の規定により法第15条第1項の規定によ
る手続に係る申出を行うときは「【登録料
の表示】」の欄の「【納付金額】」には意
匠を秘密にすることを請求する手数料と登
録料の合算額（「円」、「」等を付さず
、アラビア数字のみで表示すること。以下
この様式において同じ。）を記録する。意

要な事項を記録して登録料の納付と同時に
意匠法第14条第1項の規定による請求をす
るときは、「【納付年分】」の欄の上に「
【秘密にすることを請求する期間】」の欄
を設け、秘密にすることを請求する期間を
記録する。この場合において、第40条第1
項の規定により見込額からの納付の申出を
行うときは「【登録料の表示】」の欄の「
【納付金額】」には見込額から納付に充て
る意匠を秘密にすることを請求する手数料
と登録料の合算額（「円」、「」等を付
さず、アラビア数字のみで表示すること。
以下この様式において同じ。）を記録する

匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定に指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納

。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定に指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【

付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。

4～6 [略]

様式第33

[略]

[備考]

1～4 [略]

5 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、12及び14から17まで並びに様式第8

【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。

4～6 [略]

様式第33

[略]

[備考]

1～4 [略]

5 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、12及び14から17まで並びに様式第8

の備考1から4までと同様とする。

様式第34

[略]

[備考]

- 1 子納額の残高証明を必要とする者は、「
- 2 代理人」の欄の次に「3 決算月」の欄を設けて決算月を記載する。

- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5から8まで及び10から16まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

の備考1から4と同様とする。

様式第34

[略]

[備考]

- 1 子納した見込額の残高証明を必要とする者は、「2 代理人」の欄の次に「3 決算月」の欄を設けて決算月を記載する。

- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、7、8及び10から16まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

様式第35

1・2 [略]

3 納付金額 金 円

4 納付書番号

[削る]

[削る]

[削る]

[備考]

1 事務規程別紙第4号の12書式の納付済証

(特許庁提出用) を別の用紙にはるものと
する。

2 その他は、様式第1の備考1から3まで
、5、9及び12から17まで並びに様式第8

様式第35

1・2 [略]

3 納付金額 金 円

[新設]

(円)

ここに特許印紙をはり付けること。

[備考]

1 特許印紙の上にその額を括弧をして記載
する。

2 その他は、様式第1の備考1から3まで
、5、9及び12から17まで並びに様式第8

の備考 1 から 3 までと同様とする。

様式第36

[略]

[備考]

1 [略]

2 その他は、様式第 1 の備考 1 から 17 まで 及び様式第 6 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 1 の備考 6 中「請求人」とあるのは「承継人」と読み替えるものとする。

様式第38

[略]

[備考]

に備考 1 から 3 までと同様とする。

様式第36

[略]

[備考]

1 [略]

2 その他は、様式第 1 の備考 1 から 6 まで 及び7 から 17 まで 並びに様式第 6 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 1 の備考 6 中「請求人」とあるのは「承継人」と読み替えるものとする。

様式第38

[略]

[備考]

<p>1 [略]</p> <p>2 「申出人」の欄の「予納台帳番号」には、法第15条第1項の規定による<u>手続に係る</u> <u>申出</u>を希望する者は、申出人の予納台帳の番号を記載する。法第15条の2第1項の規定による口座振替による納付の申出を希望する者は、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、申出人の振替番号を記載する。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 「申出人」の欄の「予納台帳番号」には、法第15条第1項の規定による<u>見込額から</u> <u>の納付の申出</u>を希望する者は、申出人の予納台帳の番号を記載する。法第15条の2第1項の規定による口座振替による納付の申出を希望する者は、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、申出人の振替番号を記載する。</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

(工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)

第八条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(識別番号の付与)</p> <p>第二条 現金納付関連規定若しくは前条第三項の規定により、特許法第一百七十七条第一項に規定する特許料、第一百十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規</p>	<p>(識別番号の付与)</p> <p>第二条 現金納付関連規定又は前条第三項の規定により、特許法第一百七十七条第一項に規定する特許料、第一百十二条第二項に規定する割増特許料若しくは第九十五条第一項から第三項に規定す</p>

定する手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十條第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、「実用新案法第三十一條第一項に規定する登録料、第三十三條第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四條第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十條第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るも

る手数料（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第十條第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。）、「実用新案法第三十一條第一項に規定する登録料、第三十三條第二項に規定する割増登録料若しくは第五十四條第一項若しくは第二項に規定する手数料（特例法施行規則第十條第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを

のを除く。) 、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に

除く。) 、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料、第四十四条第二項に規定する割増登録料若しくは第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料(特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う手続に係るものを除く。)、商標法第四十条第一項若しくは第二項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料、第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料若しくは第七十六条第一項若しくは第二項に規定

規定する手数料（特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ふ手続に係るものを除く。）

、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ふ手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料若しくは国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により

する手数料（特例法施行規則第十条第五十四号から第五十六号までに規定する手続であつて特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ふ手続に係るものを除く。）、特例法第四十条第一項に規定する手数料（特例法第二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ふ手続に係るものを除く。）、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料又は国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を現金により納付しよ

納付しようとする者又は特例法第十四条第一項の規定により特許料等若しくは手数料の予納（以下「特許料等の予納」という。）をしようとする者（それらの者の代理人を含み、在外納付者を除く。以下「国内納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなくてはならない。

2・3 「略」

（納付）

第五条 国内納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等を現金により納付する場合又は特許料等の予納をする場合には、前条第二項の規定により交付された納付書により、日本銀行（

うとする者（その者の代理人を含み、在外納付者を除く。以下「国内納付者」という。）が識別番号の付与を請求する場合には、様式第一によりしなくてはならない。

2・3 「略」

（納付）

第五条 国内納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等を現金により納付する場合には、前条第二項の規定により交付された納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代

本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。以下同じ。）に納付しなければならない。

2 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付は、現金による納付（特例法第十五条第一項（特例法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出を含む。）及び特許印紙による納付によりすることはできない。

3・4 「略」

（出願等の手続）

理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。以下同じ。）に納付しなければならない。

2 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付は、現金による納付及び特許印紙による納付（特例法第十五条第一項（特例法第十六条において準用する場合を含む。）に規定する予納した見込額からの納付を含む。）によりすることはできない。

3・4 「略」

（出願等の手続）

第六条 国内納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等又は特例法第十四条第一項の規定により予納する特許料等若しくは手数料（以下「予納に係る特許料等」という。）を日本銀行に納付した場合には、これを証明する歳入徴収官事務規程別紙第四号の十二書式の納付済証（特許庁提出用）（次条第一項において単に「納付済証」という。）を添えて、現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付又は特許料等の予納に係る書類を特許庁長官に提出しなければならぬ。

2 「略」

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付

第六条 国内納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等を日本銀行に納付した場合には、これを証明する歳入徴収官事務規程別紙第四号の十二書式の納付済証（特許庁提出用）（次条第一項において単に「納付済証」という。）を添えて、現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類を特許庁長官に提出しなければならぬ。

2 「略」

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付

日の特例)

第七条 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特例法、国際出願法その他工業所有権に係る法令に基づき、国内納付者が現金納付に係る工業所有権の手数料等又は予納に係る特許料等を現金により納付した場合であつて、特許庁長官が前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証によりその納付を確認したときは、現金納付に係る工業所有権の手数料等又は予納に係る特許料等の現金による日本銀行への納付及びその現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付又は特許料等の予納に係る書類の特許庁長官

日の特例)

第七条 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特例法、国際出願法その他工業所有権に係る法令に基づき、国内納付者が現金納付に係る工業所有権の手数料等を現金により納付した場合であつて、特許庁長官が前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証によりその納付を確認したときは、現金納付に係る工業所有権の手数料等の現金による日本銀行への納付及びその現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類の特許庁長官への提出が完了した日を、その納付がされた日とする。

への提出が完了した日を、その納付がされた日とする。

2・3 [略]

様式第1

[略]

[備考]

1～9 [略]

10 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考9に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあつては、「氏名又は名称原語表記」）

2・3 [略]

様式第1

[略]

[備考]

1～9 [略]

10 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあつては、「氏名又は名称原語表記」）

<p>の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。</p> <p>11～18 [略]</p>	<p>の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。</p> <p>11～18 [略]</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

(特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法施行規則第一条第四項及び第五項（実用新案法施行規則第二十条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項、商標法施行規則第二十二条第一項、工業所有権に関する手

続等の特例に関する法律施行規則第六十一条第一項及び工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第九条において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願及び請求その他特許に関する手続、実用新案登録出願及び請求その他実用新案登録に関する手続、意匠登録出願及び請求その他意匠登録に関する手続、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請及び請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録に関する手続、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律又は同法に基づく命令の規定による手続並びに工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の規定による手続（以下「手続」という。）並びに施行日以後に事件が特許庁に係属している場合に行うことができる手続の補正について適用し、施行日前にした手続（施行日以後に事件が特許庁に係属している場合に補正されるものを除く。）については、なお従前の例による。

（意匠法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の意匠法施行規則第十九条第三項の規定は、施行日以後にする意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第一条(vii)に規定する国際出願（以下この条において「国

際出願」という。)について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七条の規定による改正前の工業所有権の手続等の特例に関する法律施行規則様式第三十五は、特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。